

男女共同参画キーワード④
改正育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的でつくられた法律で、平成22年6月30日に改正されました（ただし、労働者100人以下の企業は、一部の規定について平成24年6月30日の施行となります）。

改正では、特に男性の育児参加が大きな柱の一つになっていますので詳しくお知らせします。

改正の主なポイント

(1) 子育て期間中の働き方の見直し

- ① 3歳未満の子どもがいる人に対して、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが事業主の義務となりました。また、対象の労働者から請求があった場合は、所定外労働（残業）を免除する規定を制度化することになりました。
- ② 就学前の子どもの看護休暇について、これまでは人数にかかわらず年5日まででしたが、子ども1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できるようになりました。

(2) 父親も子育てができる働き方の実現

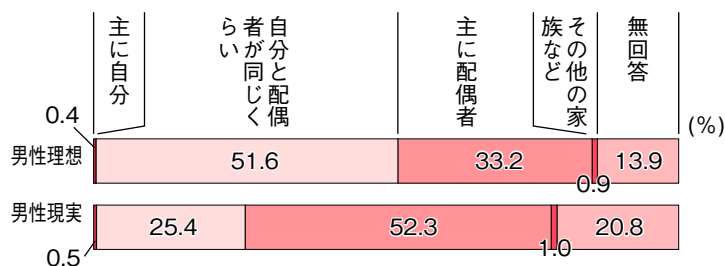
- ① 父親と母親が育休を取る場合、取得できる期間を1歳から1歳2か月まで延長されました。
- ② これまでは原則1回しか取れなかった育休が、父親が生後8週間以内に取得した場合、1歳2か月以内なら再度取れるようになりました。
- ③ 妻が専業主婦や育休中の場合、事業主が夫の育休の取得を不可とすることができる制度を廃止しました。

そのほか仕事と介護の両立支援や、実効性の確保について改正されました。

実質的な育休取得率の向上を

平成20年度に実施した富士見市市民意識調査では、男性は理想よりもまだ子育てにかかわっていない現実がうかがえます。

子育てにかかわる割合（男性の理想と現実）



厚生労働省の平成21年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は過去最高の1.72パーセントながら、国の目標値である平成29年までに10パーセントという目標には遠く及ばない状況です。しかし、「育児休業を取りたい」と職場で主張しにくい環境から、有給休暇を利用して子育てに充てる男性が増えているという見方もあります。

制度が周知され、男性の意識の変化や、職場の早い理解が得られる環境づくりが、育休取得率向上のカギとなっています。

～積極的に育児を楽しむカッコいい男性～
今日の“イクメン”パパ



前野 稔さん親子

休日は、ヒーリーズ※を履くのを楽しみにしている娘と虫採りに夢中な息子と公園などで遊んで過ごしています。

※靴のかかとの裏に車輪がついたローラーシューズの名称です。

このコーナーへの掲載を希望される方は、協働推進課にお問い合わせください。

中高年の方の就職支援を行います

県では「中高年就職活動支援コーナー埼玉」において、中高年の方の就職に向けた面接相談を無料で行っています（要電話予約）。

とき／月～土曜午前9時～午後5時

※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

問合せ／中高年就職活動支援コーナー埼玉

☎048-857-1155

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tyukonen>

さいたま市中央区上落合2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ3階